２０２６年6月１１日

予備　令４－２０

次の【事例】における公訴時効について述べた後記アからオまでの【記述】のうち，正しいものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。ただし，判例がある場合には，それに照らして考えるものとする。（解答欄は，［№26］）

【事例】

甲及び乙は，令和３年１月５日，Ｖ方に侵入してＶに暴行を加える旨の共謀を遂げ，同日夜，Ｖ方に侵入し，同月６日未明，帰宅したＶに対して暴行を加え，傷害を負わせた。

【記述】

ア．住居侵入罪の公訴時効は令和３年１月５日から進行する。

イ．検察官が甲及び乙を傷害の事実により起訴した場合，住居侵入罪の公訴時効は停止しない。

ウ．検察官が乙との共謀による住居侵入，傷害の事実により甲を起訴した場合，乙についても，公訴時効が停止する。

エ．検察官が甲及び乙を起訴したが，両名のいずれに対しても所定の期間内に起訴状の謄本が送達されず，公訴が棄却された場合，公訴提起の効力が遡って失われることから，公訴時効は停止しなかったことになる。

オ．甲及び乙が犯行後に海外に渡航していた場合，一時的な渡航であっても，その間，公訴時効は停止する。

１．ア　イ２．ア　エ３．イ　ウ４．ウ　オ５．エ　オ

正解　４

肢ア　２５３条

犯罪終わった時から進行する。犯罪終わった日は，令和３年１月６日。

※終わった時点は，結果発生時。

住居侵入罪刑法１３０，刑訴２５０条２項６号。

期間については，初日不算入が原則だが，公訴の場合，初日も参入となる。

被疑者の利益を保護するため。

肢イ　最決昭５６．７．１４

公訴事実の同一性の範囲で，公訴時効が停止する。

基本的事実が同一，科刑上一罪。傷害と住居侵入

停止する。

肢ウ

共犯に対して，公訴提起したら，全体として停止する。２５４条２項。

事件は風化していない。共犯間で，不公平が生じないようにする。

時期がずれるのは，捕まっていないからということも考えられる。

肢エ　最決昭５５．５．１２〔刑訴百選Ａ１３第１０版〕

公訴時効は停止しなかったことになる。

公訴棄却が確定したときから進行始める。

権利行使の意思は明らか，手続上の不手際で，犯罪者の刑事責任を問えないとするのは，刑法の目的が達成されない。

肢オ　最決平２１．１０．２０

２５５

一時的な渡航であっても，その間は公訴時効停止。

一時であれば，国内の住所に送達することも可能。

特に身柄が必要なものは，国内にいる必要がある。しかし，一時的であれば，そこまで困難にはならないという主張も考えられるが，法的安定性を図る。

予備　令４－２１

公判前整理手続に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№27］）

ア．検察官，被告人又は弁護人が事件を公判前整理手続に付することを求めたが，裁判所がその請求を却下する決定をした場合には，その検察官，被告人又は弁護人は，その却下決定に対して即時抗告をすることができる。

イ．被告人は，公判前整理手続期日に出頭する義務はなく，裁判所が被告人に対し，公判前整理手続期日に出頭することを求めることもできない。

ウ．裁判所は，裁判員裁判の対象事件については，第１回の公判期日前に，これを公判前整理手続に付さなければならない。

エ．公判前整理手続において，被告人又は弁護人は，証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張があるときは，裁判所及び検察官に対し，これを明らかにしなければならない。

オ．公判前整理手続に付された事件については，検察官及び被告人又は弁護人は，やむを得ない事由によって公判前整理手続において請求することができなかったものを除き，当該公判前整理手続が終わった後には，証拠調べを請求することができない。

１．ア　イ　　２．ア　オ　　３．イ　エ　　４．ウ　エ　　５．ウ　オ

正解　１

肢ア　３１６条の２

公判前整理手続を求めて，却下されたとしても，即時抗告できない。

即時抗告の条文ない。

仮に，即時抗告を認めると，濫用の恐れある。

訴訟指揮権を尊重する。通常裁判での手続保障があるので，重大な権利への制約はない。

肢イ　３１６条の９・１項・２項

出頭する義務はない。人身の自由に配慮。法的な主張を整理するのがポイントだから。

ただ，必要なときは，被告人にも出頭を求めることができる。

被告人の防御の必要性が特にある場合。内容が確認できるようにする。

開示請求を行う場合もある。（３１６条の２０）

肢ウ　３１６条の２

第１回，公判期日前に行う。初めに整理して，計画的かつ迅速に行うための手続をとる。

冒頭手続，冒頭陳述後に，公判前整理手続の結果を行って，証拠調べに入っていく。

なお，途中の時は，期日間整理手続という形で別個の手続となる。

肢エ　３１６条の１７

被告人や，弁護人から主張義務を認めるのは，黙秘権との関係で，主張を強制することになり問題ではという疑問がある。

しかし，争点整理，迅速な裁判の実現を図るため必要。

刑事責任を問われるような主張の義務を科していない。また，被告人側に，公判廷で主張することを強制するものはない。

したがって，公判前整理手続の目的達成のために義務を被告人側に求めるのもやむを得ない

肢オ　３１６条の３２・１項

終わった後は，やむを得ない事由の場合を除き，証拠調べ請求できない。

公判前整理手続の実効性を伴わせるため。

予備　令４－２２

証人等の保護に関する次のアからオまでの各記述のうち,誤っているものの組合せは,後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№28］）

ア．裁判所は，弁護人が出頭している法廷で証人を尋問する場合において，証人が被告人の面前においては圧迫を受け充分な供述をすることができないと認めるときは，証人と被告人の間の遮へい措置又はビデオリンク方式が採られている場合を除き，検察官及び弁護人の意見を聴き，その証人の供述中被告人を退廷させることができる。

イ．裁判所は，証人を尋問する場合において，証人の年齢，心身の状態その他の事情を考慮し，証人が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは，検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き，その不安又は緊張を緩和するのに適当であり，かつ，裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは証人の供述を妨げ，又はその供述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を，その証人の供述中，証人に付き添わせることができる。

ウ．裁判所は，被害者等が意見陳述をする場合において，被害者等の年齢，心身の状態その他の事情を考慮し，被害者等が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは，検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き，その不安又は緊張を緩和するのに適当であり，かつ，裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被害者等の供述を妨げ，又はその供述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を，被害者等の意見陳述中，被害者等に付き添わせることができる。

エ．被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定があったときは，検察官は，被害者特定事項を明らかにしない方法で起訴状の朗読を行い，起訴状を被告人に示さなければならない。

オ．裁判所は，被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることはできるが，証人，鑑定人，通訳人又は翻訳人に係る特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることはできない。

１．ア　エ　　２．ア　オ　　３．イ　ウ　　４．イ　エ　　５．ウ　オ

正解　２

肢ア　１５７条の５，１５７条の６，３０４条の２

遮蔽処置，ビデオリンク方式であっても，退廷させることができる。

見えない，離れているかもしれないが，被告人がいると委縮の恐れある。

例えば，被告人が暴言を放つことも考えられる。必要に応じて退廷可。

防御は，弁護人がいれば，一応，行える。

肢イ　１５７条の４・１項・２項

極度の緊張を負う場合は，付き添いもできる。

証人が高齢者の場合，身体の重篤な病気を抱えているときなどを想定すると必要性がわかる。

肢ウ　２９２条2，１５７条の４

被害者等に意見陳述させるときも，付き添いをつけることができる。

委縮するおそれがあるので。

肢エ　２９０条の２・１項・２項，２９１条１項・２項

明らかにしないで示す必要がある。

傍聴人もいるので，特定事項を明らかするのは，まずい。

起訴状を被告人に示すのは，手続保障（適正手続)。間違いがないように確認される。

肢オ　２９０条の３，１項

証人，鑑定員，通訳人，翻訳人に関する特定事項を公開しないこともできる。

逆恨み，二次被害を防止するためと考えられる。

予備　令４－２３

次のⅠ及びⅡの【見解】は，人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律第５条の推定規定の意味に関するものである。【見解】に関する後記アからオまでの【記述】のうち，正しいものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№29］）

【見解】

Ⅰ．本条は，被告人が，公衆の生命又は身体の危険が，被告人の排出した物質によって生じたものでないことを立証できない場合には，裁判所が，その危険は，被告人の排出した物質によって生じたものと認定しなければならないことを定めたものである。

Ⅱ．本条は，被告人が，公衆の生命又は身体の危険が，被告人の排出した物質によって生じたものでないことを立証できない場合には，裁判所が，その危険は，被告人の排出した物質によって生じたものと認定することができることを定めたものである。

【記述】

ア．Ⅰの見解は，本条は，物質の排出と公衆の生命又は身体の危険の発生との因果関係につき，被告人に挙証責任を転換する規定であるとするものである。

イ．Ⅰの見解は，被告人は，自らが排出した物質によって公衆の生命又は身体の危険が生じたものではないことを，合理的な疑いを超える程度に立証しなければならないとするものである。

ウ．Ⅱの見解によれば，被告人が，自らが排出した物質によって公衆の生命又は身体の危険が生じたものではないことを立証できなかった場合に，その危険が被告人の排出した物質によって生じたものと認定するかどうかは，裁判所の裁量に委ねられることになる。

エ．Ⅱの見解に対しては，それによると，本条は「疑わしきは被告人の利益に」の原則に反することになるとする批判がある。

オ．Ⅱの見解は，本条は，被告人が，自らが排出した物質によって公衆の生命又は身体の危険が生じていないという立証ができないことを，一つの情況証拠とすることを認める規定であるとするものである。

１．ア　ウ　２．ア　オ　３．イ　ウ　４．イ　エ　５．エ　オ

（参照条文）人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律

第５条　工場又は事業場における事業活動に伴い，当該排出のみによつても公衆の生命又は身体に危険が生じうる程度に人の健康を害する物質を排出した者がある場合において，その排出によりそのような危険が生じうる地域内に同種の物質による公衆の生命又は身体の危険が生じているときは，その危険は，その者の排出した物質によつて生じたものと推定する。

正解　２

肢ア

Ⅰ法律上の推定　裁判所は認定しないといけない。

被告人が立証できない場合，裁判所が認定しないといけない。

因果関係があるということになる。被告人が立証しないと不利益をうけるので，挙証責任を転換するもの。

肢イ

挙証責任の転換の問題で，証明度の問題は別問題。

生じていないことについて，疑いを生じされば，十分という解釈も可能。

肢ウ

見解Ⅱによると，被告人が因果関係の不存在を立証できないときは，裁判所が因果関係の存在を「認定することができる」。そこで，肢のように「裁判所の裁量に委ねられる」とも考えられる。しかし，法５条は「推定する」とし，肢のように裁判所の完全な自由裁量と捉えると，条文の文言から乖離する。

イメージ，法定証拠法則による推定。事実上の推定。最判所の裁量を認めるものではない。

肢エ

見解Ⅱによると，被告人が因果関係の不存在を証明できなくても，因果関係の存在が疑わしいときは，推定が破られ，検察側が因果関係の存在を立証する必要があると考えられる。

「疑わしきは被告人の利益に」の原則（利益原則）には反しない。

疑いがでた段階で，立証ができたと考えることが可能。

肢オ

Ⅱ　あくまでも，状況証拠。イメージ，法定証拠法則による推定。

１つの証拠にすぎず，別の事実があれば違う認定も可能であるという意味。

予備　令４－２４

違法収集証拠排除法則に関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものには１を，誤っているものには２を選びなさい。ただし，判例がある場合には，それに照らして考えるものとする。（解答欄は，アからオの順に［№30］から［№34］）

ア．違法に収集された証拠物の証拠能力については，刑事訴訟法に何らの規定も置かれていないので，この問題は，刑事訴訟法の解釈ではなく，憲法の解釈に委ねられている。［№30］

イ．違法収集証拠排除法則の目的は，法の適正な手続を保障し司法の廉潔さを保持することであって，将来における違法捜査を抑制することではない。［№31］

ウ．違法に収集された証拠物の証拠能力が否定されるかの判断に当たって，捜査の違法の程度は考慮されるが，当該証拠の重要性は考慮されない。［№32］

エ．違法に収集された証拠物の証拠能力が否定されるかの判断に当たって，捜査機関が当該証拠の押収までに行ったことは考慮されるが，押収後に行ったことが考慮されることはない。［№33］

オ．違法な逮捕に引き続く身体拘束中に覚醒剤使用の証拠となる尿を被疑者が任意提出した場合，逮捕が覚醒剤使用ではなく窃盗を理由とするものであれば，尿の証拠能力は否定されない。［№34］

正解　ア２，イ２，ウ２，エ２，オ２

肢ア　最判昭５３．９．７（百選９０）

憲法，刑訴に規定がない。刑事訴訟法の解釈に委ねられている。

明文がない場合に解釈することはいくらでもある。

肢イ　最判昭５３．９．７（百選９０）

違法に収集された証拠物の証拠能力が否定されるかの判断に当たって，「令状主義の精神を没却する重大な違法」の有無，すなわち捜査の違法の程度は考慮される。他方，「将来における違法捜査を抑制」するため，排除が相当かも判断される。その一要件として，当該証拠の重要性が考慮されると考えられる。

肢ウ　最判平１５．２．１４（百選９２）

証拠の重要性も考慮される。尿は違法収集証拠否定しているが，鑑定書の証拠能力の重要性に鑑みて肯定している。排除の相当性・事案の真相からも必要性を考える。

肢エ　最判平１５．２．１４（百選９２）

違法に収集された証拠物の証拠能力が否定されるかについて，「違法の重大性」，すなわち捜査行為の違法性判断は，行為当時に存在した事情を基礎とするのが一般的である。そこで，捜査機関が当該証拠の押収までに行ったことは考慮されるが，押収後に行ったことは考慮できないとも思える。しかし，捜査官の捜査行為時における主観的意図を推認するため，たとえば捜査官が公判廷で虚偽の証言をしたという事情を「違法の重大性」の判断要素の一つにできる。したがって，押収後の行為を考慮することも許される。

肢オ　最判平１５．２．１４

否定されうる。窃盗で逮捕し，その後，覚せい剤で逮捕した同事例について，経緯全体を理由に尿の証拠能力を否定している。

形式ではなく，実質で違法性を判断している。

予備　令４－２５

次のⅠないしⅢの【見解】は，刑事訴訟法第３１９条第１項で任意にされたものでない疑いのある自白を証拠とすることができないと定められている根拠に関するものである。【見解】に関する後記アからオまでの【記述】のうち，正しいものには１を，誤っているものには２を選びなさい。（解答欄は，アからオの順に［№35］から［№39］）

【見解】

Ⅰ．任意にされたものでない疑いのある自白は，その内容が虚偽であるおそれがあり，誤判防止のため排除されるべきとする見解

Ⅱ．任意にされたものでない疑いのある自白は，黙秘権を保障するため排除されるべきとする見解

Ⅲ．任意にされたものでない疑いのある自白は，違法な手続により得られた結果として排除されるべきとする見解

【記述】

ア．Ⅰの見解に対しては，自白の内容が真実と認められれば，証拠として許容されることになるのではないかとの批判がある。［№35］

イ．Ⅱの見解に対しては，供述者の主観的な心理状態に関する事実認定が困難であるという批判がある。［№36］

ウ．Ⅲの見解に対しては，違法な手続により得られた自白の全てが任意にされたものでない疑いがあるとはいえないから，そのような自白が全て刑事訴訟法第３１９条第１項により排除されるとするのであれば，規定の文言上無理があるという批判がある。［№37］

エ．ⅠとⅡの見解によれば，強制等による自白や不当に長く抑留又は拘禁された後の自白を不任意自白の例示とみることができる。［№38］

オ．Ⅲの見解によると，被告人側から取調官側に視点を移して，自白獲得手段自体の違法性に着目することになり，刑事訴訟法第３１９条第１項が「強制，拷問又は脅迫」，「不当に長く抑留又は拘禁」などと，自白獲得の手段を列挙していることにも合致すると主張することができる。［№39］

正解　ア１，イ１，ウ１，エ１，オ１

肢ア

Ⅰ虚偽排除説。

批判が通る。虚偽で誤判排除。裏を返せば，虚偽でなければ，証拠としていいのではないかという議論があてまはる。

肢イ

Ⅱ黙秘権の保障

供述者の任意性（供述に対する意思決定の自由が保たれたかどうか）という，主観的な心理状態に関する事実認定が困難であるとの批判は，妥当する。黙っておこうという意思が保障されていたか否かの問題になる。

肢ウ

Ⅲ違法排除説

違法であっても，任意であることは考えられる。
これを３１９条１項で排除するのは，文理から見て離れている。

実際，違法排除は，違法収集証拠で処理すべきという理解もある。

肢エ

Ⅰ，Ⅱ

強制等による自白，抑留拘禁されたあとの自白，不任意とみれる。
主観的に，自由な意思を尊重できない。また，虚偽も入りやすい。

肢オ

見解Ⅲは，「任意にされたものでない疑いのある自白は，違法な手続により得られた」ため，排除されるとする。この見解は，被告人側から取調官側に視点を移して，自白獲得手段自体の違法性に着目し，３１９条１項が「強制，拷問又は脅迫」，「不当に長く抑留又は拘禁」などと，自白獲得の手段を列挙していることにも合致すると考えられる。